

第12回こども家庭審議会基本政策部会審議事項についての意見

弁護士 木 田 秋 津

第12回こども家庭審議会基本政策部会で審議される事項についての当職の意見は以下のとおりである。

1 総論

第12回基本政策部会に提示された、こどもまんなか実行計画2024（案）（以下「こどもまんなか実行計画」という）は、こども大綱の「第3 こども政策に関する重要事項」及び「第4 こども施策を推進するために必要な事項」について、具体的に取り組む施策を列挙する形式で纏められている。

この点、こども大綱には、「第2 こども施策に関する基本的な方針」として、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とすることが明記されている（大綱8頁以下）ところ、各施策を貫く柱として、これらの基本的方針が適切に反映されているか疑問がある。

特に、6本の柱の冒頭に掲げられた「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」には、「権利を基盤とした施策を推進する」（大綱10頁）と明記されているが、各施策にどのように反映して実現していくのか、工程が不透明と言わざるを得ない。

そこで、こども家庭審議会作成の「こどもまんなか実行計画2024の策定に関する意見書」では、こども大綱に掲げられた6本の柱である基本的方針がこどもまんなか実行計画の規定する具体的施策にも貫かれ、かつ、反映されることを改めて確認したい。

2 各論

こどもまんなか実行計画の各論についての当職意見は以下のとおりである。
(1) こども・若者の権利に関する普及啓発について（こどもまんなか実行計画5・6頁）

こどもまんなか実行計画には、「こども・若者が権利の主体であること、社会全体での共有等」についての具体的施策として「こども・若者の権利に関する普及啓発」が記載されているが、社会全体でこども観を転換し、こども・若

者が権利主体であることの意識変革を巻き起こす施策としてはインパクトに欠けると言わざるを得ない。例えば、条約やこども基本法について、名称だけ知っていることを認知度として捉えるのではなく、条約やこども基本法が掲げる4原則についての理解を社会全体に共有する積極的な取り組みはスタートラインとして必須であろう。そこで、こどもまんなか実行計画においても、「すべての子どもは、あらゆる差別を受けない権利を持っていること（差別の禁止）」「子どもに関することを決める場合、まず第一に、子どもにとって一番良いことを基準としなければいけないこと（子どもの最善の利益）」「すべての子どもは、生きる権利・育つ権利を持っていること（生命・生存・発達の権利）」「すべての子どもは、自分に影響を与えることについて、自分の意見を表し、その意見が重視される権利を持っていること（意見表明権）」を明記することを提案する。

(2) こどもの権利が侵害された場合の救済（こどもまんなか実行計画6頁）について

こども大綱では「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」（大綱15頁）とされている。こどもまんなか実行計画では、調査研究・事例の周知・相談救済機関による情報交換を行う場の設置が掲げられているが、大綱が後退することのないよう「取組の後押し」についても加筆頂きたい。

(3) 困難な状況に置かれたこども—特に宗教2世問題—について

こども大綱では、こどもの意見表明・尊重の明記したうえで、困難な状況に置かれたこどもについては、様々な状況にあって声を聞かれにくいことを前提に十分な配慮を行うと明記されている（大綱10頁）。しかしながら、こどもまんなか実行計画では、こうした困難な状況に置かれたこどもへの配慮が必ずしも十分とはいえない。

特に、基本政策部会において繰り返し指摘があり、こども大綱にも明記された宗教2世についての記述が、こどもまんなか実行計画には含まれていない。宗教2世問題については、例えば令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として実施された「保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究報告書」では、保護者による信仰等に起因する虐待については子どもが意見を表明することが困難な状況に置かれていること等が指摘されて

いる。こどもまんなか実行計画のうち、「必要な支援の利用を促す取組」（25頁）等に、こうした調査研究もふまえつつ、宗教2世についての相談体制の整備や、自立・支援に向けた取組を継続していくことの追記を提案する。

(4) 条約を踏まえた国内施策の実施等について（こどもまんなか実行計画102頁）

こどもまんなか実行計画に、条約を踏めた国内施策の実施等として、国連児童の権利委員会（子どもの権利委員会）の総括所見についても関係省庁で連携し必要な検討を行うとともに、こども家庭審議会基本政策部会においても、調査審議を行う」とされたことは重要である。また、「こども家庭庁ホームページにおいて、総括所見及び一般的意見を掲載する」ことが明記されたことも評価する。

ホームページへの掲載に当たっては、訳文（日本語）の掲載は勿論のこと、こども・若者自身が自分のものとして理解し易いような、こども版サイトを作成することも併せて検討して頂きたい。

以 上